

実務最新動向（ニューズメール 2024 年 4 月号）

シンガポール・改正決済サービス法の施行について

岩田合同法律事務所
弁護士 松田 章良
弁護士 山田 康平
弁護士 安西 一途

1. はじめに

2024 年 4 月 4 日（以下「施行日」といいます。）、シンガポールの決済サービス法（Payment Services Act 2019 No.2 of 2019）（以下「決済サービス法」といいます。）の改正法（Payment Services (Amendment) Bill）（以下「改正法」といいます。）が施行されました。

決済サービス法は、2020 年 1 月に施行された後、同年 11 月に改正法案が議会で提出され、2021 年 1 月に可決されていたところ、今般ようやく改正法が施行されることとなりました。

近年、様々な暗号資産（仮想通貨）の出現によって数多くの決済サービスが台頭しており、各国ではこのような決済サービスの出現を踏まえた法改正がなされているところ、各国の決済サービスに関する法規制を把握し、最新動向を理解しておくことが重要であるといえます。そこで、本ニューズメールでは、シンガポールにおける近時の動向として、シンガポールの決済サービス法の内容を概観した上で、今般施行された改正法のポイントをご紹介します。

2. 決済サービス法の概要

シンガポールの決済サービス法は、主に①マネーロンダリング・テロ資金供与、②消費者等の損失リスク、③相互運用性、④テクノロジー・サイバーリスクの観点から、シンガポール金融管理局（以下「MAS」といいます。）に対して、決済サービスを規制する権限を与えるものです¹。

決済サービス法は、主に以下の 7 つの分野の決済サービスを規制しております。

¹ <https://www.mas.gov.sg/news/speeches/2018/explanatory-brief-on-the-payment-services-bill>

	規制対象となる決済サービス	サービスの概要
①	アカウント発行サービス	支払アカウント（電子ウォレットやクレジットカードが含まれます。）の運用に関連するサービスの提供
②	国内送金サービス	シンガポール国内での送金サービスの提供
③	クロスボーダー送金サービス	シンガポール国内でのインバウンド及び/又はアウトバウンド送金サービスの提供 ※本改正により範囲が拡大（下記 3. (1)①参照）
④	加盟店獲得サービス	加盟店獲得サービスの提供。サービスプロバイダーが、加盟店と契約し、支払の受付と処理を行うものであって、加盟店への送金が発生するものを指す。
⑤	電子マネー発行サービス	電子マネーを発行し、個人による加盟店への支払や他人への送金を可能とするサービスの提供
⑥	デジタル決済トークンサービス	デジタル決済トークンの売買又はデジタル決済トークンの交換を可能とするプラットフォームの提供 ※本改正により範囲が拡大（下記 3. (1)②参照）
⑦	両替サービス	貨幣及び紙幣の売買サービスの提供

これらの決済サービスを提供しようとする事業者は、ライセンスを取得する必要があるとともに、決済サービスの内容や規模に応じて、マネーロンダリング・テロ資金供与や消費者等の損失リスク等を軽減するための一定の措置を講ずること等が義務付けられています。

3. 改正法の内容

(1) 改正内容

本改正による主要な改正点としては、以下の3点が挙げられます。

① 「クロスボーダー送金サービス」に関する規制の拡大

改正前の決済サービス法で規制されている「クロスボーダー送金サービス」は、上記表②に記載のとおり、シンガポール国内での金銭の授受を伴うサービスが対象でしたが、本改正により、シンガポールの事業者の行う特定の国又は地域から別の国又は地域への送金を手配するサービス（シンガポール国内で金銭の授受が行われないもの）についても、「クロスボーダー送金サービス」に含まれることとなります。

② 「デジタル決済トークンサービス」の定義の拡大

改正前の決済サービス法が規制する「デジタル決済トークンサービス」は、上記表⑥に記載のとおり、デジタル決済トークンの売買又はデジタル決済トークンの交換を可能とするプラットフォームの提供に限られていましたが、本改正により、「デジタル決済トークンサービス」に以下の3つのサービスが新たに含まれることとなります。

- (a) 特定のアカウントから別のアカウントに対するデジタル決済トークンの送信を手配するサービス
- (b) デジタル決済トークン又はデジタル決済トークン向けウォレット等を管理・保護するサービス
- (c) デジタル決済トークンの売買（金銭やその他のデジタル決済トークンとの売買）を斡旋等するサービス（取引所サービスや、取引相手をマッチングさせるソフトウェア・アプリケーションなど、サービス提供事業者がデジタル決済トークンを保有しない場合を含みます。）

③ MAS の権限の拡大

新たなデジタル決済トークンの出現によって生じるリスクに応じた対策を講じるため、改正法により、MAS が、特定のデジタル決済トークンサービス事業者に対して、一定のユーザー保護措置を課すことができる権限が追加されました。

(2) 経過措置

本改正により、①本改正によって新たに規制された決済サービスを提供する事業者、及び、②現在決済サービス法に基づきライセンスを取得しているものの、本改正によって新たに規制された決済サービスを含むようにライセンスを変更する必要がある事業者は、本改正を踏まえた対応が必要となります。

ただし、本改正に基づくライセンスの申請又は変更を準備するための経過措置として、施行日から 6 ヶ月間はライセンスの取得等の改正法に基づく対応が猶予されます。

当該経過措置の適用を受けるためには、以下に該当する必要があります²。

- (a) 施行日前に本改正によって新たに規制された決済サービスを提供していたこと。
- (b) 2024 年 5 月 4 日までに、本改正によって新たに規制された決済サービスの提供開始日等の一定の事項を記載した届出書を MAS に対して提出すること。
- (c) 2024 年 10 月 4 日までに、決済サービスのライセンスに関する所定の申請書を提出すること。
- (d) 2025 年 1 月 4 日までに、外部監査人が作成した認証報告書を提出すること。

4. まとめ

様々な暗号資産（仮想通貨）の出現によって、各国の決済サービスに関する法制度は日々進展しておりますが、本改正により、シンガポールにおいても、一定の事業者について、新たなライセンスの申請又はライセンスの変更が必要となります。また、経過措置の適用を受けるためにも一定の対応が求められます。いわゆるデジタル資産を巡る法規制は、日々刻々と変化しており、今後も複雑化・多様化が進むことが予想されることから、各国の最新の法改正の動向には十分留意が必要です。

以 上

² <https://www.mas.gov.sg/regulation/notifications/expanded-scope-of-the-payment-services-act-2019>

【執筆者】

弁護士 松田章良 TEL: +81 3 3214 6282 E-MAIL: amatsuda@iwatagodo.com



岩田合同法律事務所パートナー弁護士（2008年弁護士登録）。2006年東京大学法学部卒業、2008年9月長島・大野・常松法律事務所入所。2015年コロンビア・ロースクール（LL.M.）卒業（Harlan Fiske Stone賞）、同年NY州司法試験合格。2015年9月岩田合同法律事務所入所。同年11月より2021年8月までシンガポールのDREW & NAPIER法律事務所及び東京にて執務。2019年NY州弁護士登録。

クロスボーダーの企業取引、紛争及び調査案件を主に取り扱っているほか、東南アジア地域を中心として、日本企業の海外進出・展開に係る案件を多く担当している。また、近時は日本・シンガポール・EUにおけるデータプロテクション（個人情報保護）に係る案件を多数取り扱うほか、AIやフィンテック分野を含む先進的なデータの利活用に係る案件を多く取り扱っている。

弁護士 山田康平 TEL: +81 3 3214 6208 E-MAIL: kyamada@iwatagodo.com



岩田合同法律事務所弁護士（2014年弁護士登録）。2011年東京大学法学部卒業、2013年東京大学法科大学院修了、2014年12月岩田合同法律事務所入所。2022年コーネル・ロースクール（LL.M.）卒業、同年NY州司法試験合格。同年9月より2024年4月までシンガポールのDREW & NAPIER法律事務所にて執務。

M&A取引、会社法・金融商品取引法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスを主に取り扱っているほか、クロスボーダーの企業取引、紛争処理（訴訟・仲裁・調停）を多く担当している。また、シンガポールのDREW & NAPIER法律事務所にて勤務した実績を活かし、東南アジア地域への日本企業の海外進出・展開のサポート等も積極的に行っている。

弁護士 安西一途 TEL: +81 3 3214 2687 E-MAIL: kazuto.anzai@iwatagodo.com



岩田合同法律事務所弁護士（2019年弁護士登録）。2018年慶應大学法学部法律学科卒業、2019年12月岩田合同法律事務所入所。

エクイティファイナンスを中心とする資金調達や投資契約に関する法的助言、知的財産権（特許権・著作権・商標権）分野に関する案件を多く担当している。

米国における特許権侵害案件、シンガポールにおける個人情報漏洩案件、米国ディスカバリー制度を利用した情報開示案件等の取扱実績を有する。

岩田合同法律事務所

IWATA GODO
Established 1902

1902年（明治35年）、故・岩田宙造弁護士により創立。一貫して企業法務の分野を歩んでいる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、政府系銀行、都市銀行、地方銀行、信託銀行、電力会社、大規模小売業、重電機メーカー、素材メーカー、印刷会社、製紙会社、不動産会社、建設会社、食品会社等、我が国を代表する企業等の法律顧問として、多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約100名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属しております。

〒100-6315 東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸ビル 15階 www.iwatagodo.com/
お問い合わせ先: E-mail: news@mail@iwatagodo.com Tel: +81-3-3214-6205

※ 本ニュースメールは、一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や、出展を意図的に省略している場合があります。また、情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。